

匝瑳市男女共同参画計画

平成22年2月

匝瑳市

はじめに



今日、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化や情報化社会の進展、産業・就業構造の変化など、著しい変化を続けています。また、地域社会や家族形態も変化し、個人のライフスタイルの多様化が進んでいます。

こうした状況の中、男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっています。

本市では、「匝瑳市総合計画（前期基本計画）」において、男女共同参画の促進を掲げ、男女共同参画計画を策定することを目標としていることから、このたび、国や県の男女共同参画計画、また、男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ、匝瑳市男女共同参画計画を策定いたしました。

今後は本計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を図ってまいります。そのためには市だけではなく、市民・企業・各種団体が男女共同参画計画の果たす役割を十分にご理解いただき、その取り組みに参加していただくことが重要となりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民懇談会委員の皆様をはじめ、市民アンケート等を通じてご協力を頂きました市民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

平成22年2月

匝瑳市長 江波戸 辰夫

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 日本における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 千葉県の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第 2 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第 3 章 計画の推進

- 基本目標Ⅰ みんなが尊重し合える男女平等の社会をめざします・・・・・・・・ 19
 - 1 個人の尊重と人権侵害の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の保護・・・・・・・・ 22
 - (2) 性犯罪等への対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 2 男女共同参画の視点に立った意識への改革・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行についての配慮・・・・ 27
 - (2) 固定的な性別役割分担意識の是正・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 基本目標Ⅱ みんなが能力を發揮できる社会をめざします・・・・・・・・ 30
 - 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (1) 行政における女性の参画の推進・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (2) 企業、各種機関・団体等における女性の参画促進・・・・ 33
 - 2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (1) ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・・・・・ 38

(2)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	38
(3)	家庭生活及び地域活動における男女共同参画の促進	40
3	働く場における男女共同参画の促進	43
(1)	男女の均等な機会と待遇の確保	46
(2)	多様なニーズを踏まえた就業環境の整備	47
	基本目標Ⅲ みんなが自分らしくいきいきと暮らせる社会をめざします	49
1	生涯を通じた心と体の健康支援	49
(1)	生涯を通じた男女の健康の保持増進	51
(2)	妊娠・出産に関する女性の健康支援	52
2	男女共同参画に関する教育・学習の推進	54
(1)	学校教育を通じた男女共同参画の推進	56
(2)	男女共同参画に関する生涯学習の推進	57

付属資料

1	策定経過	61
2	匝瑳市男女共同参画計画策定委員会規則	64
3	匝瑳市男女共同参画計画策定市民懇談会規則	66
4	匝瑳市男女共同参画計画策定市民懇談会委員名簿	68
5	男女共同参画社会基本法	69

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが行われてきました。

特に、昭和50（1975）年の国際婦人年以降は世界の動きと連動し、男女平等を定めた女子差別撤廃条約の批准や男女平等に関する法律・制度の整備を進めてきました。

その一方、少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化など、私たちの社会をめぐる状況は変化し、男女が家庭や職場、学校等で、それぞれの個性と能力を發揮できるような社会づくりが重要となってきました。

こうした状況の中で、平成11（1999）年に施行された男女共同参画社会基本法は、男女の人権が尊重され、豊かな活力のある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を發揮しながら、生き生きとした生活を送ることができることをめざすものであり、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられました。

男女共同参画社会基本法では、第14条第3項において、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定しています。

これを踏まえ、男女共同参画計画を策定するにあたり、平成20（2008）年8月に実施した「匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査と記述）では、社会全体で男性のほうが優遇されていると回答した人が60.7%を占める一方、女性のほうが優遇されていると回答した人は5.3%という結果になっており、本市においても男女における不平等感がうかがえることから、地域社会における男女間の不平等を是正し可能な限り平等に近づけることが重要な課題となっています。また、男女共同参画社会の実現に向けてどのような取り組みが必要であるか尋ねた質問では「男女が共に仕事と家庭を両立できるようにする」という回答が最も多くなっていることから、市民の多くは、男性も女性も仕事と家

庭を両立できる環境づくりを求めているものと考えられます。

本計画は、こうした課題等を改善し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その方向性を示すものとして策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

▼国連婦人の十年

国連は、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とすることを決議し、翌年から 10 年間を「国連婦人の十年」と決めました。この間、女性の地位向上に向けて重点的な取り組みが世界各国で行われました。

▼女子差別撤廃条約

昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連総会で採択されました。この条約は、法律や制度のみならず、慣行上の差別も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。

▼ナイロビ将来戦略

昭和 60（1985）年には、「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」が開催され、「国連婦人の十年」の取り組みで掲げられた課題を解決するための努力を西暦 2000 年に向けて各国が継続して取り組むという「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

▼北京宣言及び行動綱領

平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、女性の能力開発の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。行動綱領では、貧困、教育、健康など 12 の重大領域における戦略目標と、各国が取り組むべき行動が定められました。

▼女性 2000 年会議

平成 12（2000）年、ニューヨークの国連本部において、「21 世紀に向けての

男女平等・開発・平和」をテーマに国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況を検討・評価するとともに、行動綱領の完全実施に向け、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

▼北京+10

平成 17（2005）年、第 49 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）が国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

（2）日本における取り組み

▼国内行動計画

「国際婦人年」である昭和 50（1975）年に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置されました。また、昭和 52（1977）年には「世界行動計画」を受けて、向こう 10 年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

▼女子差別撤廃条約の批准

昭和 55（1980）年の「国連女性の 10 年中間世界会議」において、「女子差別撤廃条約」に署名し、同年に民法（配偶者の相続分引上げ）の改正、昭和 59（1984）年に国籍法（父母両系血統主義）及び戸籍法の改正、昭和 60（1985）年に国民年金法（女性の年金権の確立）の改正や男女雇用機会均等法の制定など、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、同年、女子差別撤廃条約が批准されました。

▼西暦 2000 年に向けての新国内行動計画

「ナイロビ将来戦略」を受けて、昭和 62（1987）年には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。また、平成 3（1991）年には、

「新国内行動計画」の第1次改定が行われ、めざすべき目標がこれまでの「男女共同参加型社会」から「男女共同参画社会」に改められました。

▼男女共同参画推進本部の設置

平成6（1994）年6月に内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されたほか、新たに総理府に「男女共同参画室」が設置されました。

同年7月には全閣僚を構成員（内閣総理大臣が本部長）とする「男女共同参画推進本部」が発足されました。

▼男女共同参画 2000 年プラン

平成8（1996）年に男女共同参画審議会から、めざすべき男女共同参画社会について明らかにした「男女共同参画ビジョン」が答申され、そのビジョンを踏まえて、「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12（2000）年までの国内行動計画ー」が策定されました。

▼男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画計画の策定

平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。また、基本法に基づき、平成12（2000）年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策が総合的かつ計画的に推進されることとなりました。

▼男女共同参画局及び男女共同参画会議の設置

平成13（2001）年1月の中央省庁等の再編に伴い、新たに設置された内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、内閣府に置かれた4つの重要政策に関する会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、これまでの男女共同参画審議会の機能が発展的に継承されることとなりました。

▼男女共同参画基本計画（第2次）の策定

平成17（2005）年12月に男女共同参画基本計画（第2次）が策定されました。基本計画（第2次）では、2020年までに社会のあらゆる分野において指導

的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取り組みを促進することなどが重点事項として盛り込まれました。

(3) 千葉県の取り組み

▼千葉県婦人施策推進総合計画、千葉県婦人計画、さわやかちば女性プラン

千葉県では、昭和56(1981)年から国の「国内行動計画」を勘案した「千葉県婦人施策推進総合計画」に基づき、女性の地位向上のための各種施策が実施されており、さらに「千葉県婦人計画(昭和61年度～平成2年度)」、「さわやかちば女性プラン(平成3年度～7年度)」が策定され、各種施策が実施されてきました。

▼ちば新時代女性プランの策定

平成8(1996)年3月には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、男女共同参画社会の形成をめざすことを基本目標とした第4次の女性計画として「ちば新時代女性プラン」(平成8年度～12年度)が策定されました。

▼千葉県男女共同参画推進本部の設置

平成12(2000)年4月に庁内推進組織として知事を本部長とする「千葉県男女共同参画推進本部」が設置されました。また、それまでの社会部青少年女性課女性政策室が企画部男女共同参画課として新たに設置されました(平成14年度の組織改編により総合企画部男女共同参画課と改称)。

▼千葉県男女共同参画計画の策定

平成13(2001)年3月、男女共同参画社会基本法に基づき、「ちば新時代女性プラン」の成果を引き継ぐとともに新しい時代の潮流に対応するため、2025年までを念頭においた「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

▼千葉県男女共同参画計画（第2次）の策定

平成 18（2006）年 12 月、千葉県男女共同参画計画の成果と課題を踏まえ今後 20 年間に於ける千葉県男女共同参画施策の新たな取り組み方向を示す「千葉県男女共同参画計画（第2次）」が策定されました。



第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男性も女性もお互いを尊重し、支え合い、
みんなが幸せに暮らせる社会をめざします。

少子化の進行などにより近年日本の人口が減りつつあります。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると平成17(2005)年国勢調査では1億2,776万人であった人口が30年後の平成47(2035)年には1億1,067万人と約1,700万人(13.4%)減少すると予測されています。一方、匝瑳市では、同42,086人の人口が31,893人と約1万人(24.2%)減少すると予測されており、全国の減少率を大きく上回っています。

このように人口が減っていく社会においては、これまでより一人ひとりの持つ力を存分に発揮していくことがなお一層重要になります。

男性も女性もすべての市民がお互いを思いやり、力を合わせていくことで、暮らしやすい匝瑳市を築き、みんなが幸せを実感できる社会をめざします。

2 基本目標

基本理念に掲げた社会の実現に向けて、次の3つを基本目標とし、これらの実現をめざして基本的施策を展開することとします。

基本目標Ⅰ みんなが尊重し合える男女平等の社会をめざします

社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮するとともに、すべての人が一人の人間として互いに尊重し合い、人権が侵害されることのない男女平等の社会をめざします。

基本目標Ⅱ みんなが能力を発揮できる社会をめざします

男女がともに安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができるとともに、政策方針決定過程の場や労働の場、家庭や地域生活の場などさまざまな活動の場に平等に参画することができ、一人ひとりが能力を発揮できる社会をめざします。

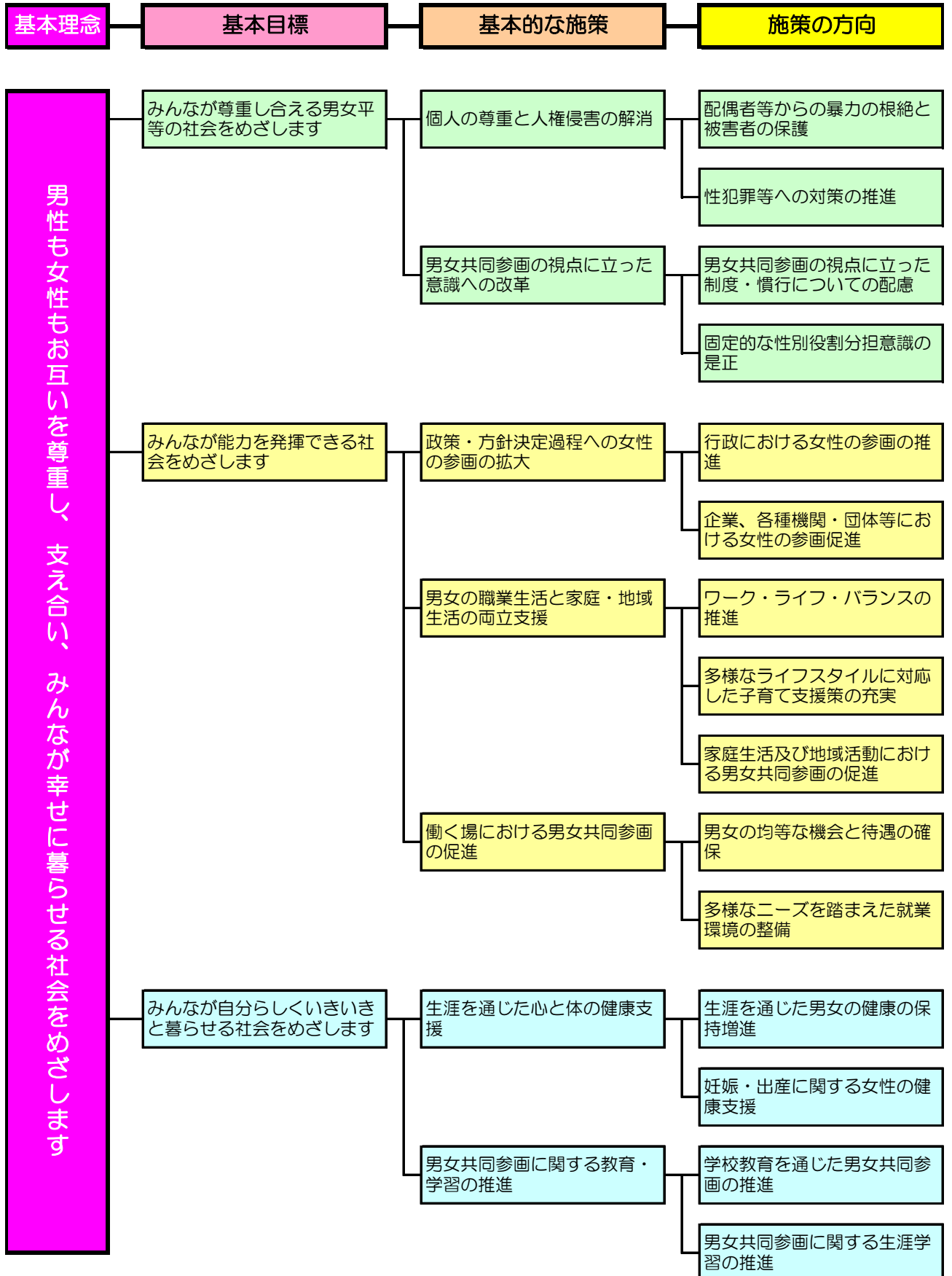
基本目標Ⅲ みんなが自分らしくいきいきと暮らせる社会をめざします

男女とも互いの身体的特質を十分理解し合い、一人ひとりが健康を保持し、生涯を通じて健康で暮らせるとともに、幼少期から高齢期まで生涯を通じた教育や学習により男女平等の意識を高め、自分らしくいきいきと暮らせる社会をめざします。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの5年間とします。

4 計画の体系



第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

基本目標Ⅰ みんなが尊重し合える男女平等の社会をめざします

1 個人の尊重と人権侵害の解消

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人は誰もが対等な存在として尊重されなければなりません。

しかし、市民意識調査によると、女性の12.9%が配偶者から暴力を受けたことがあると回答しています。一方、妻から夫に対する暴力は0.7%となっていることから、暴力のほとんどは女性に対するものであり、女性の人権を侵害する重大な問題としてとらえる必要があります。

暴力は、その相手に対する最大の侮辱かつ人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女とも人として尊重され、その人らしく生きることができるという男女共同参画社会の理念に反するものです。このため、男女共同参画社会の実現のためにもあらゆる暴力の根絶をめざしていく必要があります。

暴力は、未然に防ぐことが第一ですが、被害を受けた人が速やかに相談でき、安心して生活できる環境を早急に整備することが必要です。

市民意識調査の結果によると、暴力を受けた女性のうち75.9%の人がどこにも相談しなかったという状況にあります。

このため、いつでも安心して相談ができるよう相談体制を充実することや、被害を受けた人が安全に生活することができる緊急一時保護とその後の生活の自立に向けた支援が必要です。

また、このような暴力は決して許されない犯罪であるという認識を男女ともに浸透させ、加害者にも被害者にもならないようさまざまな機会を通じて意識啓発を徹底していく必要があります。

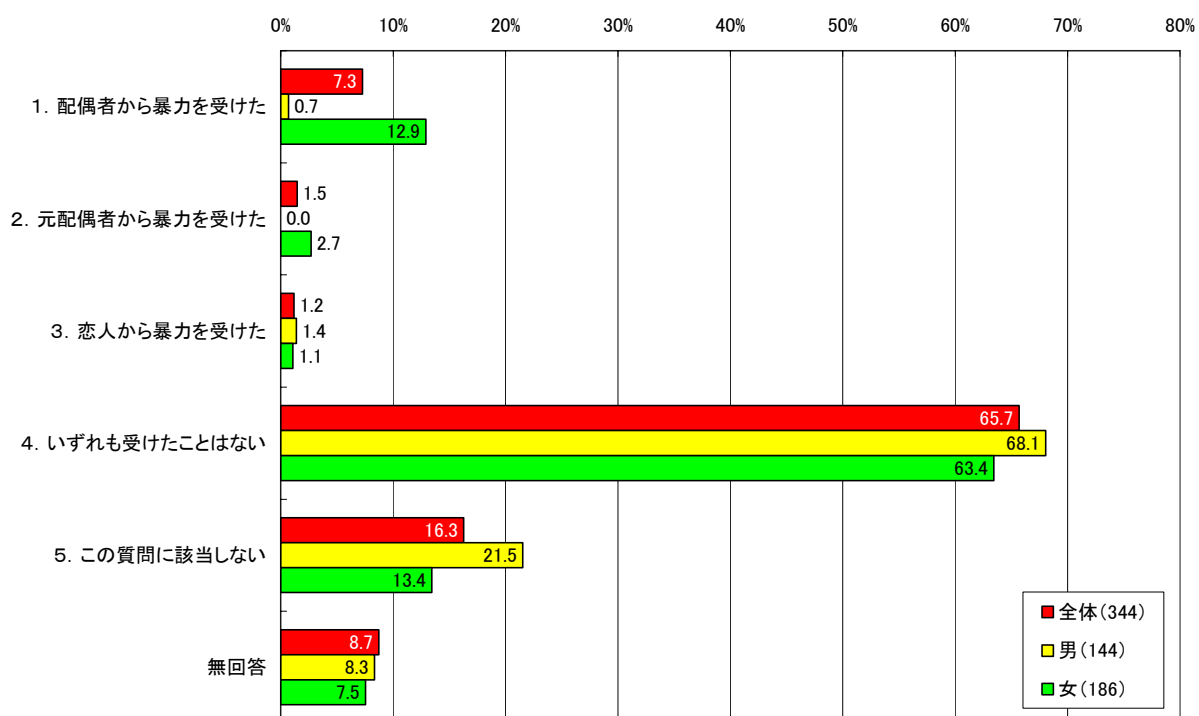
なお、セクシュアル・ハラスメント*の経験についても、女性の割合が高く、女性が被害者になりやすい傾向にあります。こうした問題についても、女性に対する不当な人権侵害であるとの認識に立ち、意識啓発を行い、被害の防止に

努める必要があります。

※セクシュアル・ハラスメント

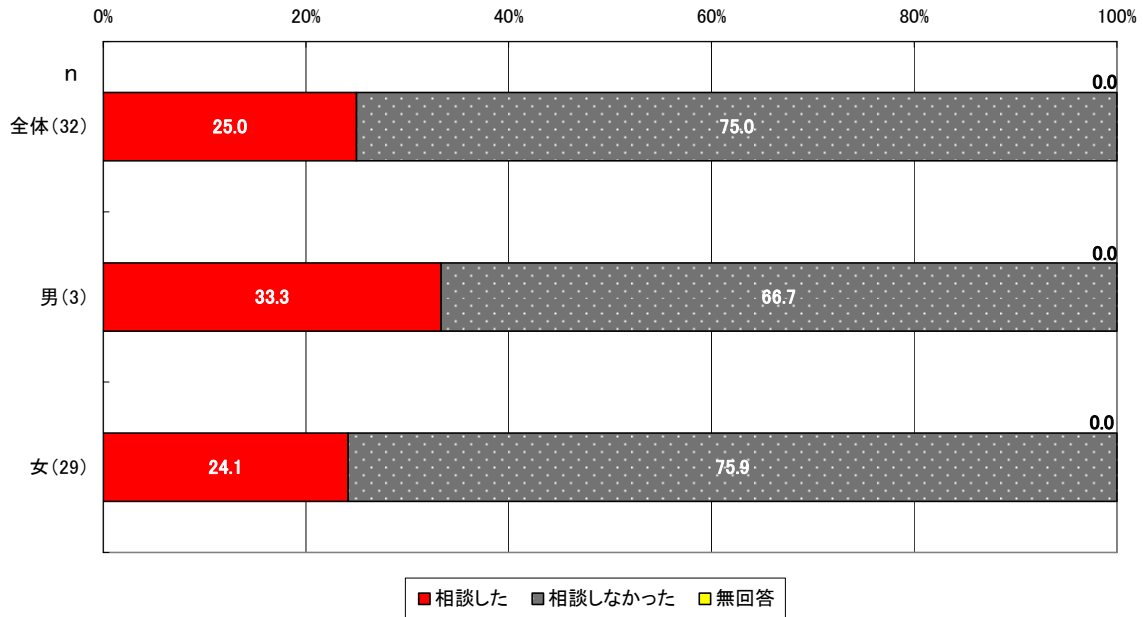
性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動

配偶者等からの暴力の経験



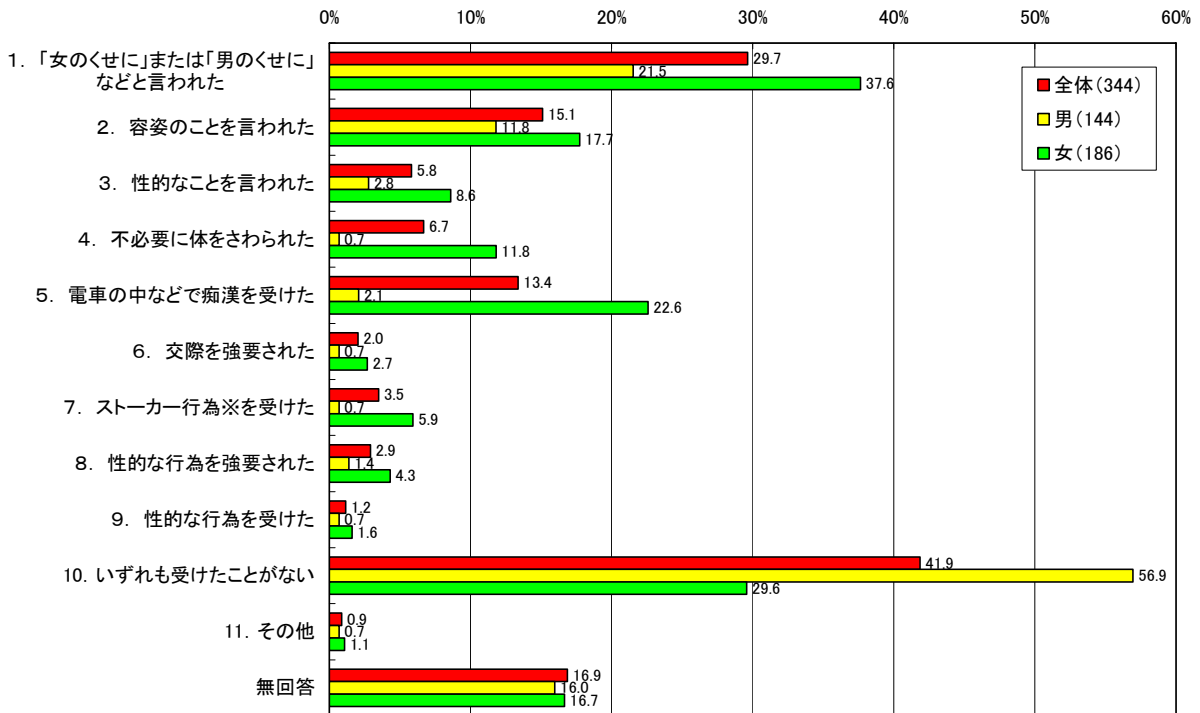
資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

配偶者等からの暴力の相談



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 20 年 8 月）

セクシュアル・ハラスメントの経験



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 20 年 8 月）

※ストーカー行為

一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとい、待ち伏せ・尾行や、昼夜をかまわな
いでファクス・メール・電話などを執拗に繰り返す行為。

(1) 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の保護

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内で起こることが多いた
め、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化し
やすいという特性があります。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない
ものであるという意識を浸透させることが重要です。

男女は平等であり、お互いを尊重し対等な関係づくりを進めることを通じ、
暴力を予防し、暴力を容認しない地域社会の実現をめざして広報活動を推進し
ます。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関・団体との
連携を強化し、被害者の保護を図ります。

主な取り組み	担当課
人権問題への正しい理解と人権尊重の意識を広く浸透させるため、広報・啓発を行うとともに、人権相談窓口の周知を図ります。	秘書課
DV*防止のための広報・啓発を行います。	福祉課
DV被害者が安心して相談ができるようDV相談窓口の周知を図るとともに、適切な助言・指導に向けた相談体制の充実を図ります。	福祉課
関係機関・団体と連携し、DV被害者の保護及び支援を図ります。また、DV被害者が緊急保護一時施設へ入所した際にかかる費用について、助成制度を設けます。	福祉課

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、元配偶者や恋人からの暴力。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、避妊に協力しないなど、女性の心身の安全や尊厳を脅かす力の行使もDVに含まれる。

（２）性犯罪等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、その人が本来持つ能力の発揮を妨げるとともに、日常生活に多大な影響を及ぼすものであり、社会的に許されない行為です。

本市においては、市民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがないと回答している女性は29.6%にとどまり、7割近くの女性は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けたことがあることとなります。このように、セクシュアル・ハラスメントは私たちの身近で起きている重要な問題であり、問題意識をしっかりと持ち、正しく理解した上で防止に努めていく必要があります。

また、性犯罪の被害者は、身体的にも精神的にも大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きく傷つく場合があります。

このため、性犯罪等の防止に向け、必要に応じて関係機関・団体と連携を図るとともに、広報・啓発活動を推進します。

主な取り組み	担当課
<p>職場や家庭、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。また、必要に応じて県や関係機関・団体と連携し、セクシュアル・ハラスメントを防止する研修・講演等を開催します。</p>	<p>企画課 産業振興課</p>
<p>痴漢やストーカー行為など、路上等における犯罪の未然防止を図るため、防犯パトロールの実施や防犯灯の設置など、防犯環境の整備に努めます。また、地域住民の防犯意識の高揚を図るための広報・啓発を行います。</p>	<p>環境生活課</p>

2 男女共同参画の視点に立った意識への改革

市民意識調査の結果では、社会全体において男性のほうが優遇されていると思う人が60.7%を占めています。また、男性のほうが優遇されていると思われる原因を尋ねた質問では、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」という理由が61.7%と最も多くなっています。また、男女共同参画社会の実現に向けてどのような取り組みが必要だと思うかという質問に対しては、「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」と回答した人が27.9%と多くなっています。

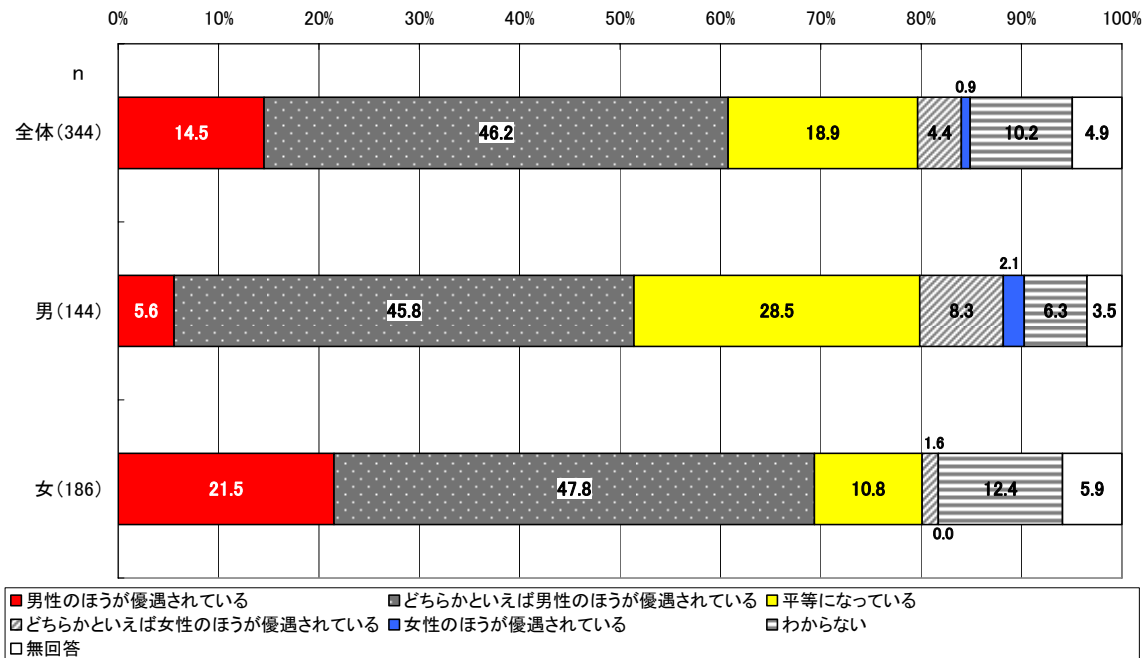
社会通念や慣習が男女にとってどのような影響を与えているかを把握し、それが男女共同参画社会の形成の妨げや支障になっているのであれば見直していく必要があります。

また、市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「そう思う」と回答した人は、男性45.8%、女性26.9%であるのに対し、「そう思わない」と回答した人は、男性39.5%、女性53.2%となっており、女性ではこの考え方に否定的な人が多くなっていますが、男性では肯定的な人のほうが多く、女性より男性のほうが固定的な性別役割分担の意識が強いということがうかがえます。

また、この考え方について、平成16年に実施された「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、「そう思う」と回答している人が12.5%であるため、本市は、県の平均より「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が強いという地域特性があるものと考えられます。

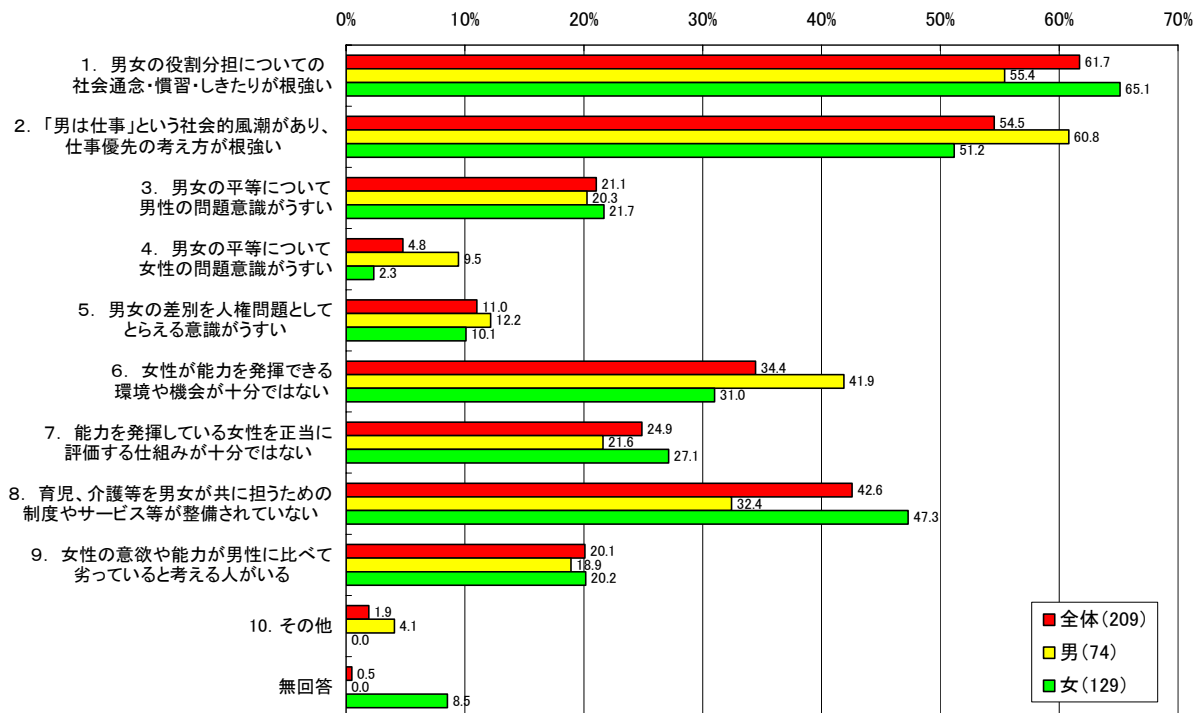
固定的な性別役割分担は、個人が持つ潜在能力を発揮する機会を狭め、結果として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を阻害する要因につながるものと考えられるため、男女が社会や家庭において対等に責任を果たし協力し合うことができるよう意識啓発等を行い、固定的な性別役割分担意識の是正を図っていく必要があります。

社会全体における男女平等に関する意識



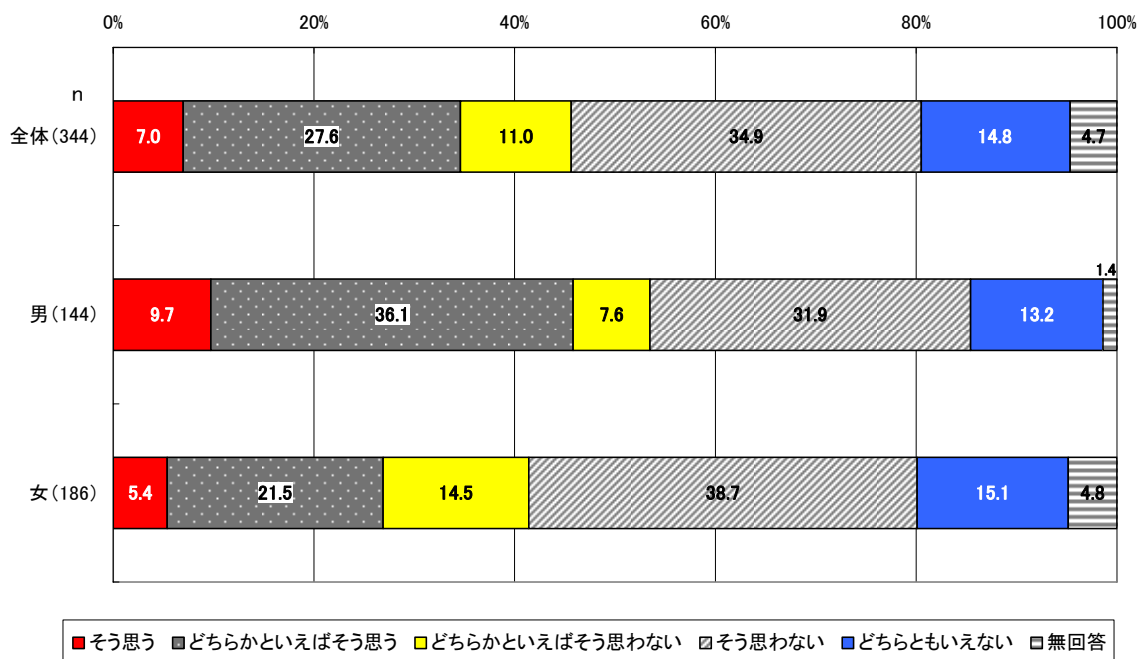
資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

社会全体において男性のほうが優遇されていると思われる原因



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

（1）男女共同参画の視点に立った制度・慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成のためには、地域における制度や慣行が男性と女性にどのような影響を与えているか把握することが必要です。

制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画という視点に立った場合、男女の置かれている立場の違いなどから、男性と女性に平等な結果をもたらさない場合があります。

また、市民意識調査では、社会全体で男性のほうが優遇されていると思われる原因として「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」という理由を挙げている人が61.7%と最も多くなっていることに鑑み、男性優遇の原因になっていると認められる慣習等は可能な限り改められるべきです。

このため、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度・慣行について必要に応じた見直しに努めます。

主な取り組み	担当課
市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について調査を行います。	関係各課
男女共同参画の視点に立った制度・慣行についての配慮をする広報・啓発を行います。	企画課

(2) 固定的な性別役割分担意識の是正

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、地域の制度や慣行と強く結びつき、長い時間をかけて人々の意識の中に形づくられてきました。

このような固定的な性別役割分担意識は、時代が進むにつれて徐々に薄れてきている感がありますが、今なお地域社会の中に根強く残っており、男女の多様な生き方や個人が持つ能力を発揮する機会を妨げる要因になると考えられます。

しかしながら、男性と女性にはそれぞれ身体及び精神に違いや特性があることは周知の事実であり、その特性などを考慮せずに画一的に男女平等をうたったとしても、それは男女共同参画社会にはつながることはなく、むしろ経済社会の発展等に支障を来すおそれがあります。

このため、男女の違いや特性を十分に認識した上で、継続的に広報・啓発活動等を実施するなど、固定的な性別役割分担意識の是正に努めます。

主な取り組み	担当課
男女共同参画に関する市民意識調査の実施等により、男女における性別役割分担の意識の把握に努めます。	企画課
固定的な性別役割分担意識の是正のための広報・啓発を行います。	企画課
関係機関・団体と連携し、固定的な性別役割分担意識の是正につながる研修・講座等を開催します。	健康管理課 生涯学習課

市民の意見から

- 男女共同参画に賛成ですが、男女の役割等、いまだに男は仕事・女は家事の考えはなかなか平等にはならないように感じます。
(女性・30歳代)
- いろんな面において昔よりはかなり男女差はある意味少なくなってきたように思われます。しかし、まだまだ男社会と思う場合も少なからずあるのも事実です。個人を尊重しあうところから変わっていかないと難しいと思います。
(女性・50歳代)
- 男女平等という考えについては賛成できるが、差別でなく区別という意味で。男性又は女性に向けた役割というものがあると思う。すべてのことで男性女性が50:50はありえない。
(男性・20歳代)
- 最近のマスコミ等の報道を見る限りだと、「男らしさ」や「女らしさ」というものが一種のタブーのように感じられる。もともと男と女は体のつくりや考え方が違っているため、その特性に合わせた役割が必要だと思います。
(男性・20歳代)

資料：匠瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

基本目標Ⅱ みんなが能力を発揮できる社会をめざします

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を形成していくには、性別にとらわれず、男女双方のさまざまな視点による政策・方針決定が必要です。

しかし、我が国は他の先進国と比較すると、政策・方針決定過程に関わる女性の割合が低く、その背景としては、男性のほうが行政的な指導力があると考えられていることや、女性に行政に参画する意識が薄いことが挙げられます。

男女共同参画基本計画（第2次）では、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との重点事項が掲げられています。

本市において実際に政策・方針決定過程に女性がどのくらい参画しているかを見ると、行政が設置している審議会等においては女性委員の割合が13.8%（平成20年4月1日現在）と、政府が掲げる目標の30%と比べて大きく下回っています。

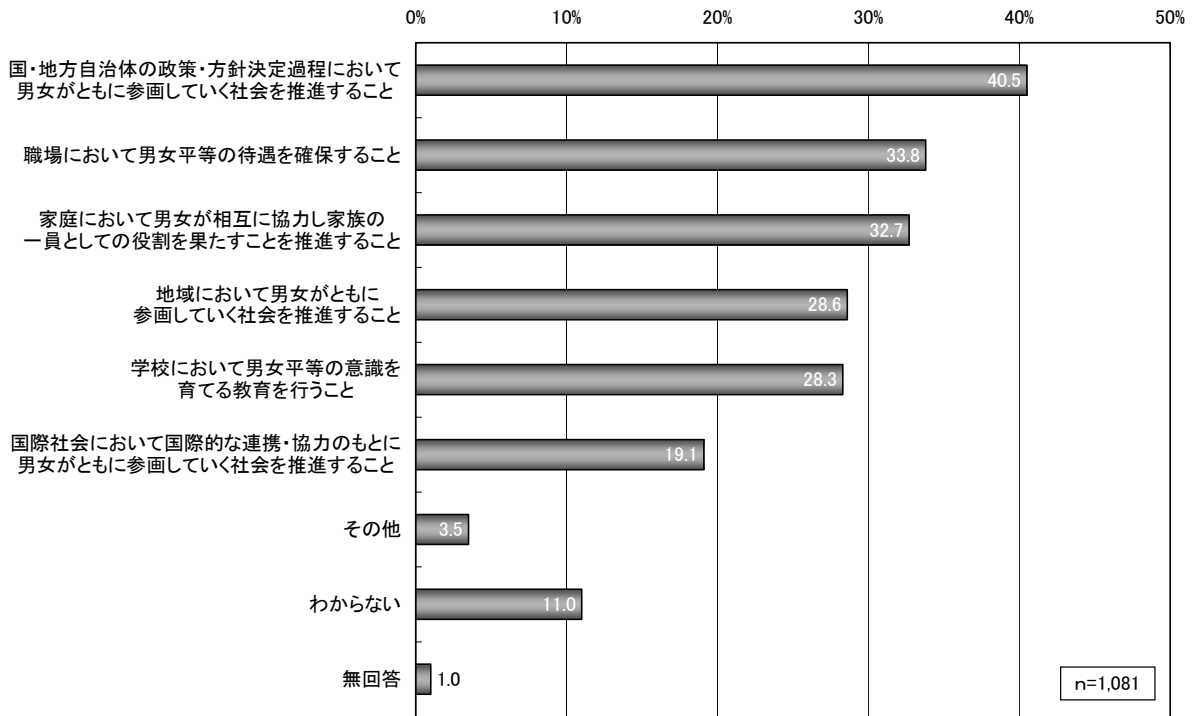
審議会等は、さまざまな行政分野における政策方針の策定や、行政施策等を行う際に意見の答申を行うなど、重要な事項を審議する機関であり、男性も女性も等しく参画することが必要です。

また、市職員に占める女性の割合は52.8%（同）となっていますが、そのうち課長級以上の管理職になると4.3%（同）と極めて低い状況となっています。

また、住民に身近な組織で、地域の方針決定の場にもなっている行政区における女性区長の割合は1.9%（同）と、地域では男女がほぼ同数で構成されているものと考えられますが女性の参画が非常に少なくなっています。

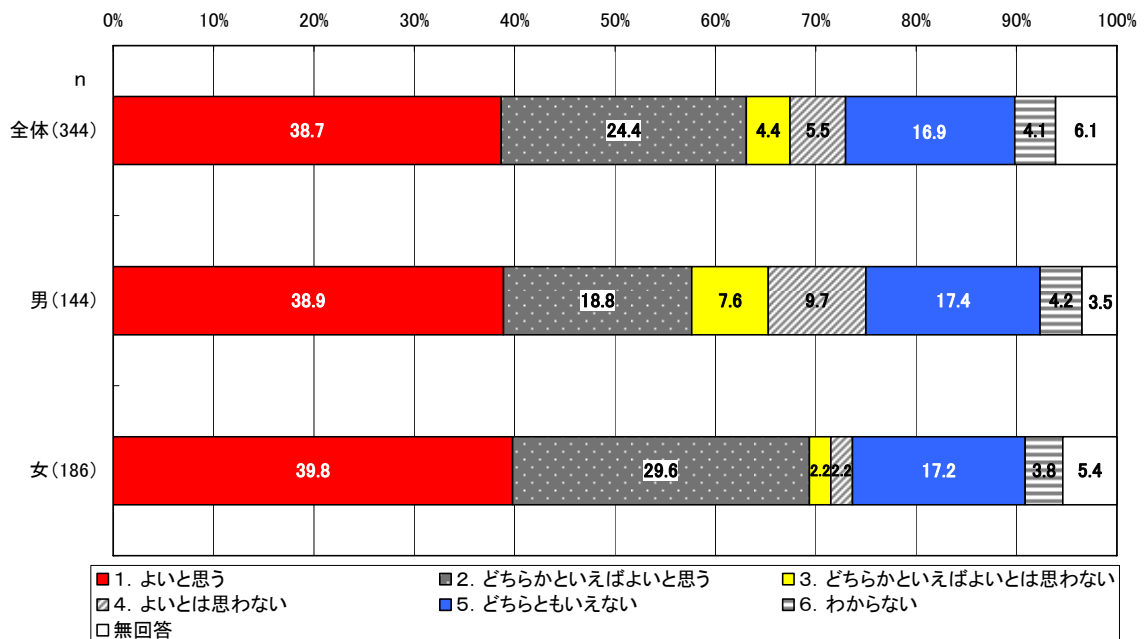
したがって、行政や民間などさまざまな分野において、男女が互いに責任を分かち合い、男性であるか女性であるかにかかわらず、個人が持つ能力を十分に発揮することができる環境づくりを促進するとともに、政策・方針決定過程への積極的な参画に向けて意識の高揚を図っていく必要があります。

男女共同参画社会づくりを進めるために重要な分野



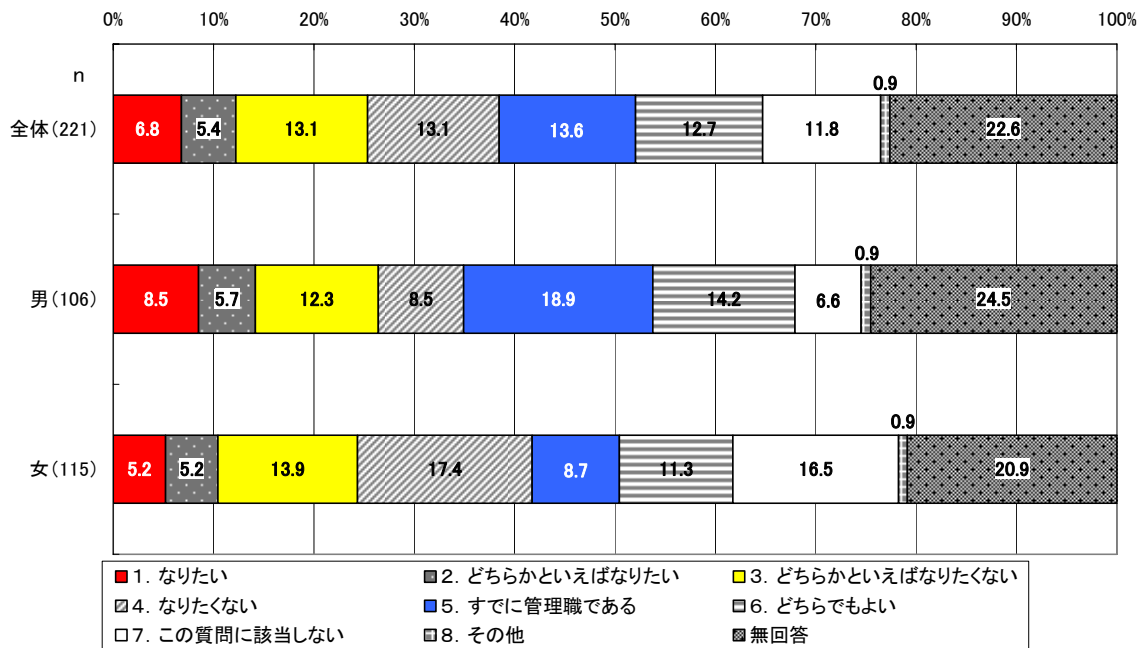
資料：県政に関する世論調査 [千葉県] (平成 17 年 8 月)

指導的地位に占める女性の割合が増えることについて



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査 (平成 20 年 8 月)

管理職への就任願望



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

（1）行政における女性の参画の推進

住民に身近な行政における政策・方針決定は、一人ひとりの生活に大きな影響を与えるとともに、行政施策の対象の半数は女性であることから、積極的に政策・方針決定過程への女性の参画を図る必要があります。

本市では、平成20年4月1日現在における審議会等に占める女性委員の割合が13.8%となっているほか、市職員のうち課長級以上の女性の管理職は4.3%と、政策・方針決定過程における男女平等の環境には程遠い状況にあります。

このため、国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、行政における女性の参画の推進を図ります。

主な取り組み	担当課
<p>審議会等への委員の選任にあたり、公募を促進し市民に広く参画の機会を提供するとともに、可能な限り男女の均衡がとれた委員構成に努めます。</p>	<p>関係各課</p>
<p>職務分担における男女平等や女性職員の管理職登用を推進するため、職員研修を充実させ、人材育成を図ります。</p>	<p>総務課</p>

(2) 企業、各種機関・団体等における女性の参画促進

市民意識調査において、管理職への就任願望について尋ねた質問では、男女とも管理職に「なりたくない」と回答した人が多くなっていますが、特に女性にその傾向が顕著になっています。

また、この質問において「すでに管理職である」と回答した人は、男性が18.9%であるのに対し、女性は8.7%と、男性に比べて女性の管理職の割合は低い状況となっています。

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会についての男女間の格差を改善することが求められます。

このため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※を奨励し、特に女性に対し、その機会が積極的に提供されるよう促進します。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女のうちどちらか一方の参画が少ない場合、必要な範囲内で少数側の参画を積極的に図ること。

主な取り組み	担当課
<p>企業や各種機関・団体に対し、ポジティブ・アクションの促進について情報提供及び広報・啓発を行います。</p>	<p>関係各課</p>
<p>女性のさまざまな分野における政策・方針決定過程への参画や指導的地位への参画について、意欲の向上や意識の高揚を図るための広報・啓発を行います。</p>	<p>企画課</p>

市民の意見から

- 女性は働くことについては男性とスタートラインが違う。家事をこなして管理職になることは難しいので初めからそのつもりはありません。 (女性・50歳代)
- 現在変化しつつあるが、男女の体力差もあり男女の職域、職業選択が長年慣習となっている。仕事、社会的役職等へ男女の枠を越えて人が多くなれば男女差別ではなく能力主義、共同参画につながるのではないか。 (男性・50歳代)

資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭、地域活動等の調和を図りながら性別にかかわらず平等に参加できる環境を整備していくことが必要です。

仕事や育児、家族の介護、地域活動などさまざまな活動を自分自身にとって無理のない範囲でバランスよく両立していくことは、我が国の経済社会の持続可能な発展のためにも重要です。

現在、一人ひとりの生き方が多様化し地域社会が変容している中においては、男性も女性もともに個人としての責任を担いつつ、社会がこれを支援していく仕組みづくりが必要であるとともに、男女がともに地域に参加できる条件整備を進め、地域での活動を活性化させることにより、地域社会を衰退させることなく持続可能なものとしていくことが求められています。

特に男性については、従来の仕事中心の意識やライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が期待され、女性については、これまで男性が中心となって取り組まれてきた地域における活動などに積極的に参加できる環境づくりが求められています。つまり、男女がともに仕事とそれ以外の生活を無理なく調和させることが可能な生き方を実現する必要があります。

また、子育てや介護については、女性に負担が集中しているのが現状で、常に子どもや介護の必要な家族と一緒に一日の大半を過ごし、息抜きする時間もなく、子育てや介護についての悩みやストレスを誰にも相談できないという孤立感も見られます。

子育てや介護において一人で苦しむことのないよう気軽に子どもを預けられる場や悩みを相談することができる場、同じような立場の親子が集まることのできる場など、地域全体で子育てや介護を担い支援していくことが現在の少子高齢化社会にとって重要です。

このため、仕事と生活の調和を図るというワーク・ライフ・バランス*を促進し、働き方の見直しを進めるとともに、家庭内や地域社会における男女共同参加を進め、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活を両立することがで

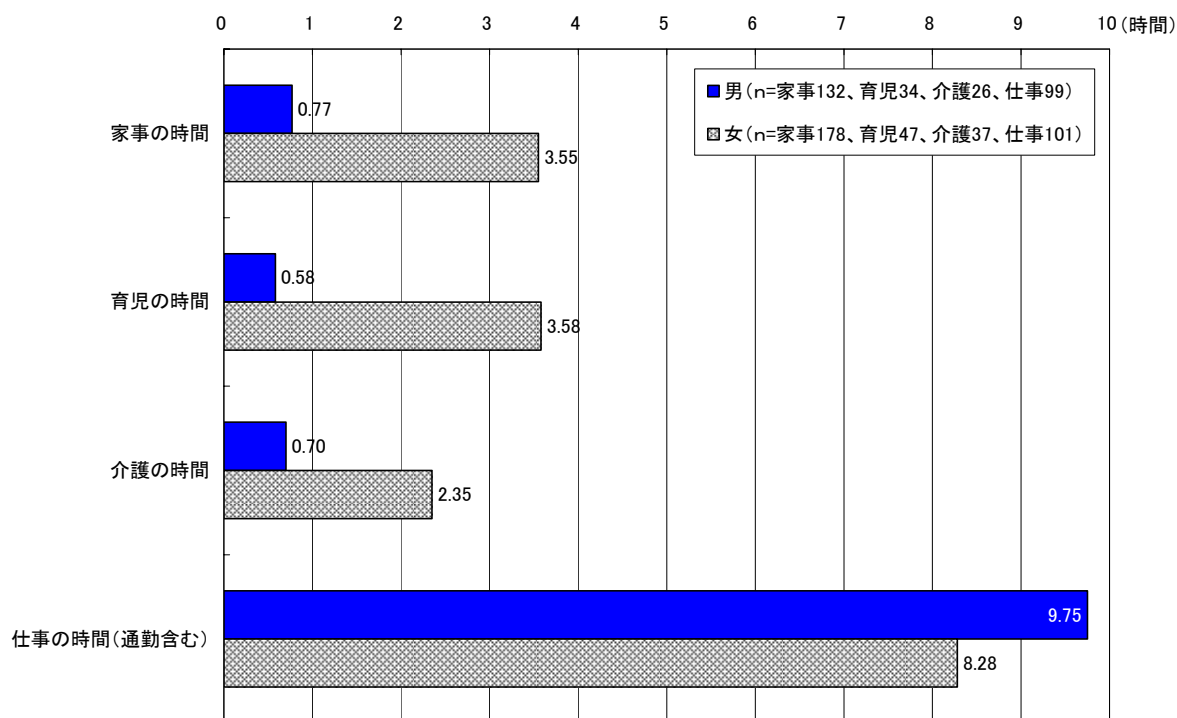
きる環境づくりを進めていく必要があります。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事、育児等との両立を支援する労務管理の一策（ワーク・ファミリー・バランス）として始まった。

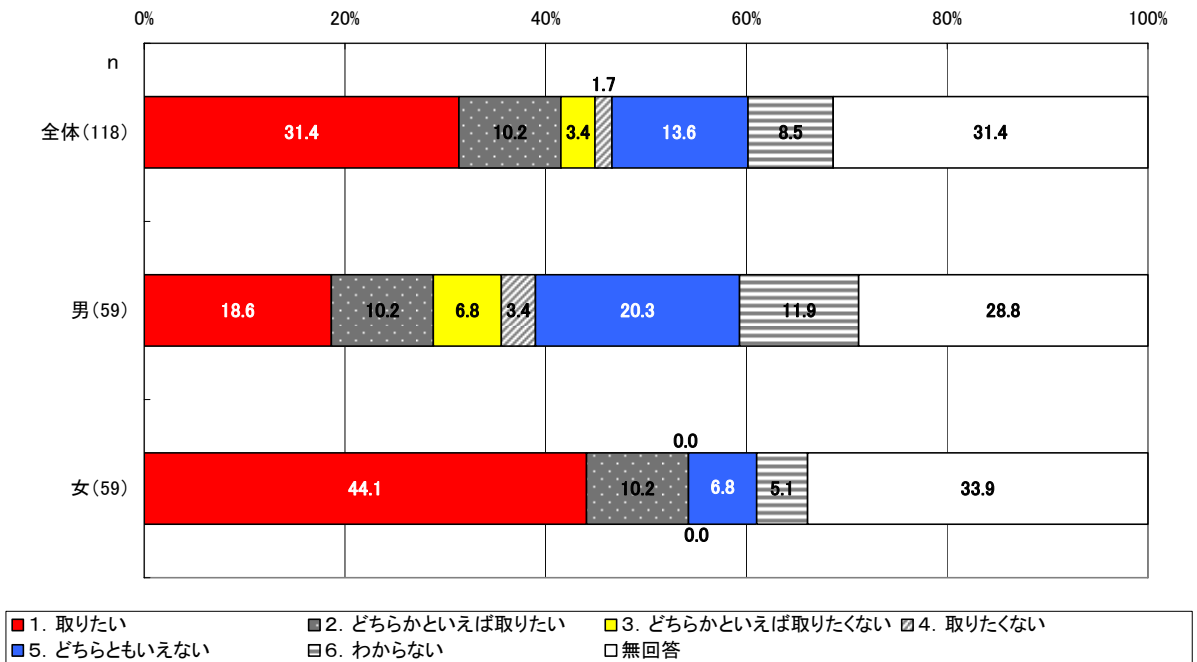
1990年代に入り、社員の生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢、性別、家族の有無等を問わず、広く社員全体を対象として取り組まれるようになった。

平日における家事・育児・介護・仕事の時間



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

育児休業の取得希望



資料：匠瑤市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

男女共同参画社会の実現に向けた必要な取り組み



資料：匠瑤市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査において、男女共同参画社会の実現に向けてどのような取り組みが必要かを尋ねた質問では、「男女が共に仕事と家庭を両立できるようにする」と回答した人が男女とも最も多く、男性が 45.1%、女性が 51.1%、全体で 48.5%という結果になっています。

また、平成 19 年 11 月において市内のすべての幼稚園、保育所（園）に通う児童の保護者に対し実施した「少子化に関するアンケート」では、少子化対策における重要課題として、「仕事と育児を両立しやすい職場環境の充実」を挙げる人が 79.2%を占めています。

このように、本市において仕事と家庭の両立は、多くの市民が必要とする重要な課題となっています。

仕事と家庭を両立できるようにすることは、仕事と生活の調和を図るというワーク・ライフ・バランスの考え方に通じることから、これを推進していくことが男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

このため、多くの市民が求めているワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と家庭生活が両立できる環境の整備を図ります。

主な取り組み	担当課
事業所に対し、労働時間の短縮や育児・介護休業を取得しやすい環境整備の促進など、ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発を行います。	企画課 産業振興課
市民に対し、ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発を行います。	企画課

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

「少子化に関するアンケート」の結果によると、理想の子どもの数は 2.68 人であるのに対し、予定する子どもの数は 2.20 人となっています。このため、

子どもは欲しいけれども産み控えているという傾向がうかがえます。なお、予定する子どもの数が理想の子どもの数より下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかるから」という回答が最も多くなっています。また、少子化対策では何が重要かを尋ねた質問では、「子育てに対する経済的支援の充実」と回答した人が85.0%と最も多くなっています。

一般的には働く女性が増えたことが少子化の要因のひとつに挙げられていますが、最近では、子どもの習い事や学習塾など、子ども1人に対し相当の費用がかかる時代となっており、そのため、共働き世帯のほうが片働き世帯よりも子どもの数が多くなっているという傾向が「少子化に関するアンケート」結果からうかがえます。

現在、共働き世帯は増え続けていますが、その一方で仕事と子育ての両立環境の不備が背景にあることから、妊娠や出産を機に退職する女性が約7割に上っているという現状もあります。

このため、現代の働き方を支える保育サービスの提供など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実を図るとともに、情報提供と周知に努めます。

主な取り組み	担当課
共働き家庭の小学児童に対して放課後等に適切な遊び・生活の場を与え健全育成を図る放課後児童クラブの運営を行います。	学校教育課
延長保育、一時保育、障害児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	福祉課
親子同士の交流と子育て関連情報の提供や子育て相談などを行うつどいの広場事業を行います。	福祉課
さまざまな保育サービスの内容や子育てにかかる各種助成制度など、子育て支援施策について、わかりやすい情報提供と周知に努めます。	福祉課 健康管理課

(3) 家庭生活及び地域活動における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成は、最も小さなコミュニティである家庭や地域社会において男女が対等な立場で協力し合うことから始まると言っても過言ではありません。

しかし、市民意識調査では、家庭生活において 52.9%、地域活動の場においては 50.0%の人が「男性のほうが優遇されている」と回答しています。また、平日における家事の時間は女性が 3 時間 33 分であるのに対し男性は 46 分となっており、育児の時間は女性が 3 時間 35 分、男性は 35 分となっています。

このようなことから、男性は女性より仕事時間が若干長くなっているものの、現状では家庭生活が男女平等になっているとは言えない状況にあります。

このため、家庭生活では男女が平等に責任を果たしていくことが重要であり、特にこれまで家事や育児等に携わる機会の少なかった男性に対して、固定的な性別役割分担意識から脱却できるよう広報・啓発などを行う必要があります。

また、地域における活動を見ると、自治会活動や消防・防災・防犯活動、青少年相談活動などは男性の参加がほとんどである一方、PTA や子ども会などの活動では参加者の多くが女性で占められており、地域活動の分野によって男女の偏りが見られます。なお、PTA や子ども会活動などは女性の参画が大半であるにもかかわらず、会長などの役員には男性が就任しているケースが多くなっている傾向にあります。

一方、人々は昔のような深いつながりを地域に求めなくなり、地域のつながりが希薄になっていると指摘されています。平成 18 年 11 月に実施した「匝瑳市総合計画策定にかかる市民意識調査」では、地域におけるお互いに支え合う雰囲気について、65.2%の人が「ない」と回答しています。

地域のつながりは精神的な安らぎや安心感を人々に与えるものであり、地域社会における課題の解決や持続可能な地域社会を創造していくには、多様な市民が参画し、男女双方のさまざまな視点を活動に生かすことが必要です。

このため、多くの男女がともにさまざまな地域活動に参画しやすい環境づくりを促進します。

主な取り組み	担当課
<p>家庭生活及び地域活動において、男女が平等に責任を果たしていけるよう広報・啓発を行います。</p>	<p>企画課 関係各課</p>
<p>子育てやしつけなど、家庭教育の重要性についての意識啓発を行い家庭の教育力の向上を図るとともに、父親の家庭教育への参加を促進します。</p>	<p>健康管理課 生涯学習課 学校教育課</p>
<p>参加体制で男女に偏りが見られる地域活動について、可能な範囲で是正が図れるよう各種団体に対して男女共同参画に関する広報・啓発を行います。</p>	<p>関係各課</p>

市民の意見から

- 子育ては大事な仕事です。子ども中心にした生活ができる環境であれば男女共同参画もよいと思う。しかし、子育ての問題を抜きにしてはこの問題はとりあげられない。男女の役割を踏まえた上で進めていければと思う。働く女性が増えても管理職が男性ばかりでは女性を理解した職場にはなりません。女性の一生の役割は子育てをし社会に送り出すこと。もちろん男性の協力は必要です。
(女性・50歳代)
- 育児休業を取りたくてもその間の収入が妻の収入だけでは生活していけないので取りたくても取れないのが現状だと思う。
(男性・20歳代)
- 男性が育児休業を1年とれるよう企業は推進してほしい。夫婦が1年ずつ交代でとれたら子どもも幸せだし父親も子どもに対し妻任せにするのではなく、責任感、愛情、もっと親密な関係が生涯続くと思う。
(女性・40歳代)
- 私は看護師をしています。病院により育児休暇が取れない所が多く、皆、育児に困っています。病院だけでなく一般企業においても同様です。今後、この点について改善していただきたいと思います。
(女性・30歳代)
- 家事、育児、介護など、まだまだ女性が家庭の中のことはやるべきという意識が年齢が高い人ほど強い気がします。子どもが生まれて小学校に入るまでは父親も早く家に帰り、育児を手伝えるようにしたり、税金の免除、保育料も安くなればもっと子どもを生む人も増えると思います。
(女性・30歳代)
- 男女それぞれ特徴を生かして協力しあい、あたたかい平和な楽しいよい家庭または職場をつくっていくことが大切と思う。そういう素晴らしい家庭、職場がつけられるような最低の法的なものは整備されなくてはならないと思う。男も女も特徴を生かせるよう子育ての時期、健康を害した時、いろいろな意味で困った時など救われるよう法的にも整備されたら幸せこの上ない家庭、社会ができると思われる。
(男性・70歳以上)

資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

- 今は昔と違い共働きがほとんどなので保育園の預かり時間など、少しでも長ければ助かる家庭、これから子どもをつくりたいと思っている家族などはすごく助かると思う。援助などが薄いと共働きをせざるを得ないので、せめて保育時間を延ばしていただくと嬉しい。
(女性・20歳代)

資料：少子化に関するアンケート（平成19年11月）

3 働く場における男女共同参画の促進

働く場においては、男女雇用機会均等法*の施行などにより制度上は男女が対等に働くための整備が進んできましたが、市民意識調査においては、採用や待遇、昇進、昇格などの面で女性に不利な点が残りと、男女間の不平等が存在することがうかがえます。

就業は、市民生活の経済的基盤を成すものであるとともに、働くことによって生活の充実感が得られるものであり、就労の場における男女の機会均等は男女共同参画社会を形成するにあたり特に重要性を持っています。

働きたい人が性別や自己の生活環境などにかかわらず能力を發揮できる就業環境の構築は、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、少子化が進行し労働力人口が減少していくことが懸念される中でも、多様な人材の確保を促進し持続可能な経済の発展につながるものと考えられます。

女性就業者が性別や置かれている境遇などにより不当に差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を送ることができるよう実質的な男女平等を実現するためには、性別にとらわれず個人の能力に基づく就業環境の整備を図るとともに雇用の分野におけるポジティブ・アクションの促進が求められます。

また、共働き世帯の増加や近年のライフスタイルの多様化に合わせ、働く人が多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの生活環境に対応した雇用環境の確保や再就職、在宅就労、起業等への支援は、もはや時代のニーズとなっています。

ところで、本市の基幹的な産業である農林水産業分野では、多くの女性が農業に従事していることが平成 17 年に国で実施された「農林業センサス」からうかがえます。しかしながら、農業の政策方針決定にかかる役職にはほとんど男性が就いているという現状があります。

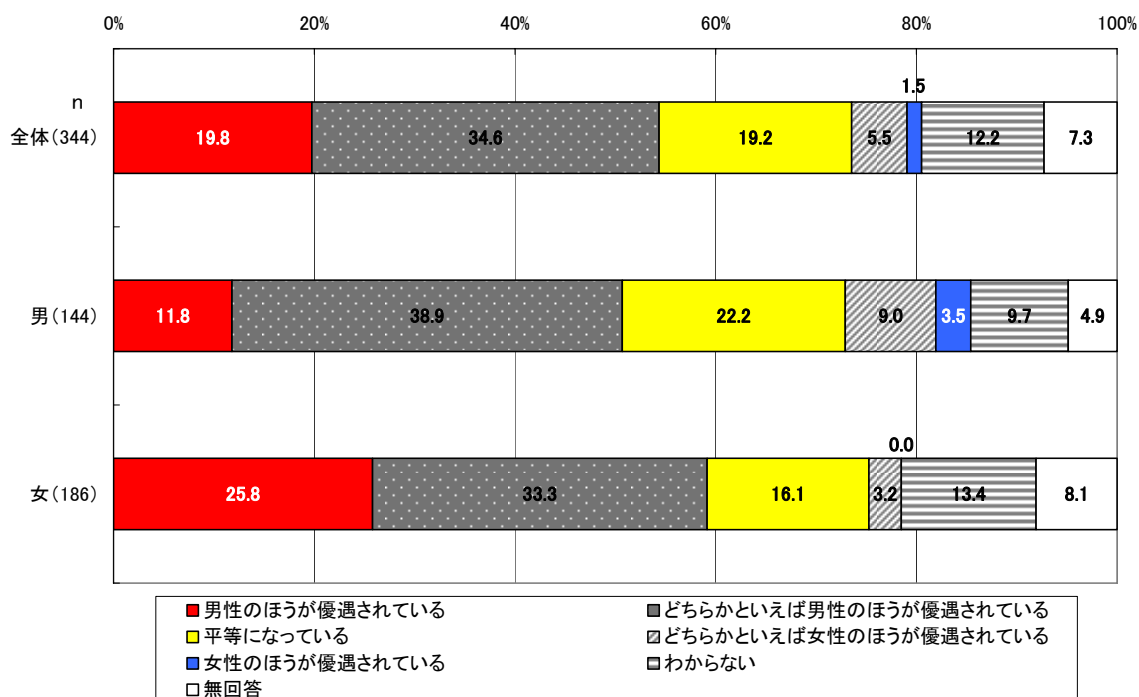
このようなことから、男女が対等なパートナーとしてともに経営に参画し、農林水産業分野における男女共同参画を促進する必要があります。

※男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の通称。

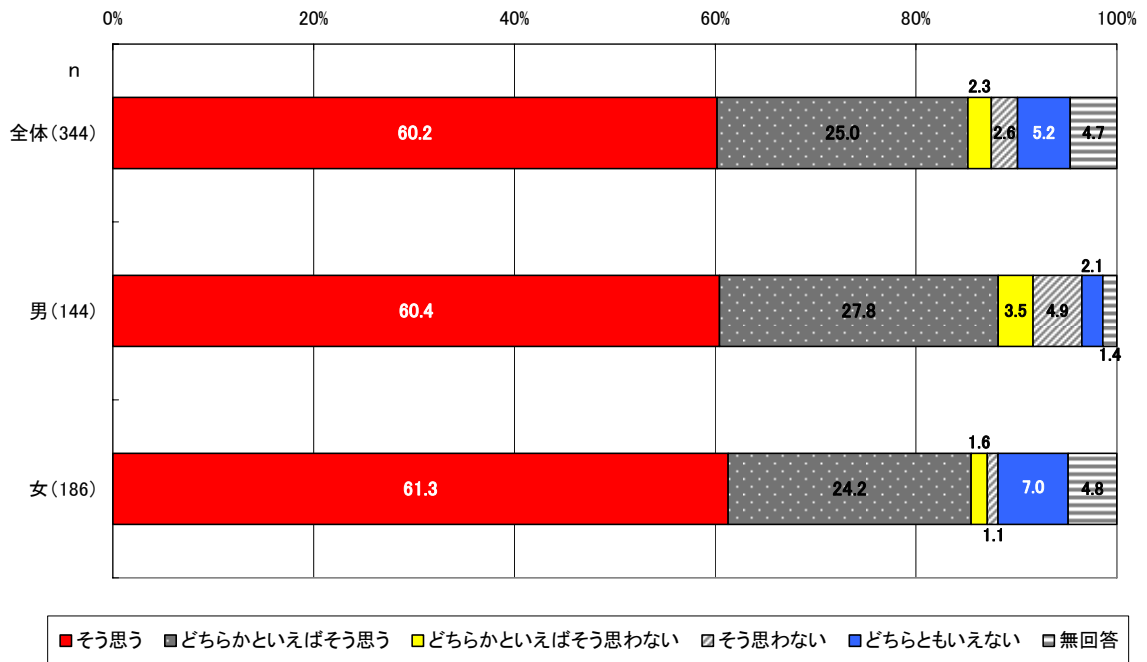
募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止などを定める。昭和 60 (1985) 年に勤労婦人福祉法を改正し、翌年から施行。平成 11 (1999) 年の改正に伴い「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」から現名称に変更された。

職場における男女平等に関する意識



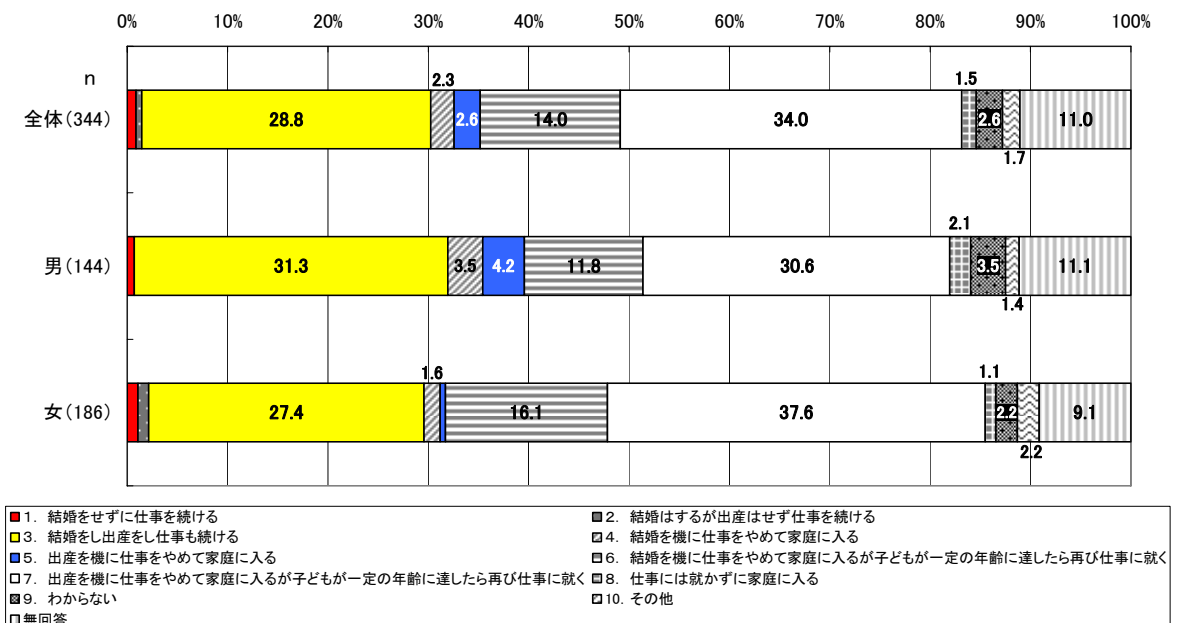
資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 20 年 8 月）

「性別にかかわらず個性と能力を重視したほうがよい」という考え方について



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

女性の仕事や結婚についての理想像



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

市民意識調査において、職場における男女平等に関する意識を尋ねた質問では、男性の 50.7%、女性の 59.1%、全体で 54.4%の人が「男性のほうが優遇されている」と回答しており、働く場において男女雇用機会均等法の趣旨が浸透しているとは言えない状況にあります。

しかし、「性別にかかわらず個性と能力を重視したほうがよい」と考えている人は 85.2%と、ほとんどの男性と女性がこうした考え方には肯定的になっています。

したがって、制度上の男女平等が確保されるだけでなく、実際に生じている男女間の不平等の是正を図り、性別にかかわらず能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った就業環境の改善や、あらゆる就業分野における女性の登用を促進します。

また、同調査における「女性の仕事や結婚についての理想像」について尋ねた質問では、「出産を機に仕事をやめて家庭に入るが、子どもが一定の年齢に達したら再び仕事に就く」と回答した女性が 37.6%と最も多くなっています。本市ではこのような考えにある女性が多いことから、女性が一旦離職しても、再就職しやすい雇用条件を確保することが必要であり、こうした就業環境づくりの促進や再就職支援の充実を図ります。

主な取り組み	担当課
雇用の場における男女差別の解消を図り、賃金格差や処遇格差を是正するため、男女雇用機会均等法などの関係法令や制度にかかる広報・啓発を行います。	産業振興課
再就職のための情報提供や、再就職に向けた準備講座等の開催などの支援を行います。	産業振興課
農林水産業分野における政策や方針決定の場への女性の参画にかかる意識啓発を行います。	産業振興課 農業委員会
女性の労力に対する適正評価や経営の確立のための家族経営協定*の締結を促進します。	産業振興課

※家族経営協定

家族農業経営に携わる家族全員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき文書で取り決めるもの。

(2) 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

近年、働き方の多様化が進む中で、就労者が価値観、ライフスタイル等に応じ多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることは、女性が能力を発揮する上で重要な課題であり、実質的な男女の平等な機会の確保に資するものです。

とりわけ、育児期等にある男女が離職することなく、家庭生活との両立を図りながら職業生活を継続することのできる短時間正社員やフレックスタイム制など質の高い就業形態を普及させていくことが重要です。

市民意識調査の結果によると、「女性の仕事や結婚についての理想像」として、「結婚をし、出産をし、仕事も続ける」ことが、男性 31.3%、女性 27.4%と多くなっています。このようなことから本市では、結婚や出産をしても仕事を続けることを理想とする人が多いことから、母性が尊重されつつ仕事と子育てなどを両立できる就業環境づくりを促進します。

また、同調査の結果では、女性の 17.7%がパート・アルバイトに従事しています。このため、パートタイム就労者等に対する常勤就労者との均衡を考慮した処遇の改善を促進します。

さらに、起業や在宅就業など雇用以外の働き方についても多様化が進んでいることから、その就業環境の整備を促進します。

主な取り組み	担当課
起業や在宅就業、パートタイム就労など多様な就業ニーズに応じた職業相談及び情報提供などの就業支援を行います。	産業振興課
企業や事業所に対し、女性就労者の母性を尊重し、仕事と子育てを両立できるよう広報・啓発を行います。	産業振興課

市民の意見から

○ やはり男女ともにできる仕事、男でなければ、女でなければと協力し合い一つの職務になると思います。平等も大切です。今はだいぶ職場でもいろいろと優遇されてきていますので、仕事をしていてもとても楽になりました。平等に気をつけ要求するとチームワークが乱れてしまうことがあり難しいです。 (女性・50歳代)

○ 全く男性と仕事が同じくできればよいが、扶養の範囲で働けばよいと金額で損得を言って能力を出していない女性が多いので法律的にそういった差をなくせば働く女性も増え共同参画らしくなると思う。基本的に配偶者控除を無くしてから男女共同参画社会と言ってほしい。 (男性・20歳代)

資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

○ 子育てをすると母親は仕事に就きたくてもなかなか就けないので、もう少し子どもがいる女性でも仕事ができるような環境があればと思います。 (女性・20歳代)

資料：少子化に関するアンケート（平成19年11月）

基本目標Ⅲ みんなが自分らしくいきいきと暮らせる社会をめざします

1 生涯を通じた心と体の健康支援

男性も女性もお互いに身体的特性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって非常に大切なことです。また、生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことは誰もが願う望ましいことであり、そのためには心と体の健康についての正確な知識や情報を得て誰もが健康を享受できることが必要です。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

女性の健康等については、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口開発会議で「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※）」という考え方が初めて示され、今日では、女性の健康等は重要な人権の一つであることが世界的に認識されています。このため、女性が自らの心と体の健康管理を行い、妊娠・出産に関して主体的に判断することができるとともに、男性にとってもパートナーの妊娠・出産について考えるための機会となるように「性と生殖に関する健康と権利」に関する情報を提供していく必要があります。

また、近年、少子化の進行が顕著になっていますが、子どもたちは地域社会の未来を担うかけがえのない存在であり、そうした子どもたちを産み育てることを個人だけの責任ではなく社会全体で支えていかなければなりません。

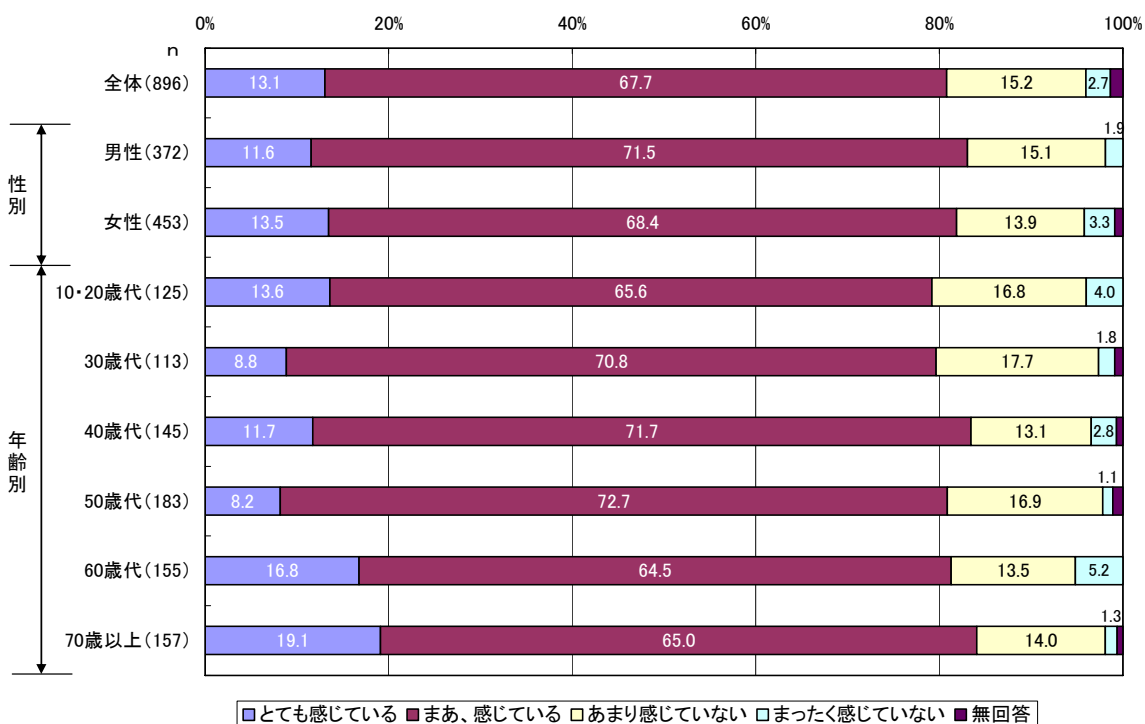
このため、女性の生涯にわたる健康づくりとともに、母性保護の充実が求められます。母性が尊重される社会を形成していくには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、女性が持つ妊娠や出産の可能性に配慮し、母性について正しい知識の普及啓発を行うことが必要です。

一方、昨今の経済不況など、厳しい社会経済情勢の中で、男性も女性も深刻な悩みを抱え、心の健康を害することが多くなっています。男だから女だからと無理に気負うことなく、男女とも生涯を通じて心も体も健康で居続けることが男女共同参画社会の実現のための条件です。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

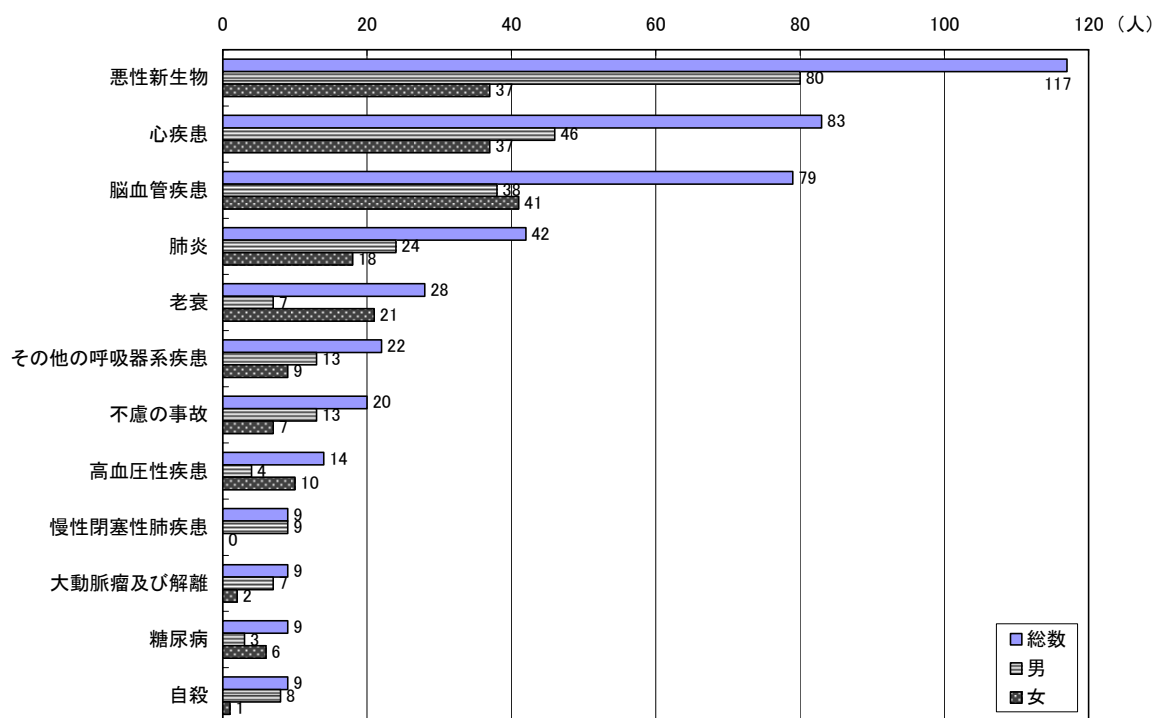
リプロダクティブ・ヘルスとは、単に病気又は疾患にかかっていないことではなく、人々が安全で満ち足りた生活を営むことができ、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを自己決定できることで、リプロダクティブ・ライツとは、それを得る権利のことをいう。

健康的な生活を送れているか



資料：匝瑳市総合計画策定にかかる市民意識調査（平成18年7月）

匝瑳市における主要死因別死亡状況



資料：千葉県海匝健康福祉センター事業年報（平成18年度）

（1）生涯を通じた男女の健康の保持増進

平成18年7月に実施した「匝瑳市総合計画策定にかかる市民意識調査」では、健康的な生活を送れていると感じている人の割合が80.8%に上っている一方、17.9%の市民は健康的な生活を送れていると感じていないと回答しています。

また、平成18年度における主な死因別死亡状況を見ると、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患による死亡が多くを占めており、これらの疾病を防ぐためには、一人ひとりが日ごろから健康の大切さを自覚するとともに、市民が健康に暮らせる環境づくりが必要です。

このため、健康づくりに対する意識啓発や健康相談、各種健康診査などの健康管理の充実を図ります。

また、生涯を通じた健康保持のためには、男女の違いを考慮し男性及び女性に特有の病気や発症率の高い病気に着目して疾病予防等を行うことが必要であることから、性差を踏まえたきめ細かな健康支援に努めます。

主な取り組み	担当課
市民の健康管理に対する意識の向上を図るため、医療機関や関係団体等と連携して意識啓発を行います。	健康管理課
心と体の健康についての正確な知識や情報が得られるよう健康教育や健康相談を行います。	健康管理課
疾病を早期に発見し早期治療に結びつけるため、各種健康診査や各種検診を行います。	健康管理課
男性と女性に特有の病気や発症率の高い病気の疾病予防を図るため、性差を踏まえたきめ細かな健康支援に努めます。	健康管理課

(2) 妊娠・出産に関する女性の健康支援

近年、働く女性の増加や高齢出産の増加など、女性の健康を取り巻く環境が急速に変化してきており、このような中での妊娠や出産は女性にとって少なからずリスクを生じさせるものであり、安心して安全に子どもを産むためにも女性に対する健康支援はますます重要な課題となっています。

このため、女性本人のみならず、地域社会全体で母性が保護される環境づくりを推進します。

また、日本たばこ産業株式会社の「平成20年全国たばこ喫煙者率調査」によると、現在、20歳代及び30歳代といった子どもを産み育てる世代の女性の喫煙率が高くなっています。喫煙・受動喫煙や過度の飲酒などは、妊娠や出産の際に母体や胎児に影響を及ぼすだけでなく、生涯にわたる健康保持にも影響を与える恐れがあります。

このため、これらの行為等による健康被害に関する情報提供を行い、母体等に対する保護意識の高揚に努めます。

主な取り組み	担当課
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する情報提供を行います。	企画課 健康管理課
すべての妊婦が定期的に妊婦一般健康診査を受診できるよう、また、妊娠中、健康で過ごし、不安なく出産を迎えられるよう支援を行います。	健康管理課
喫煙・受動喫煙及び過度の飲酒等が妊婦及び胎児に及ぼす影響について情報提供を図るなど意識啓発を行います。	健康管理課

2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

一人ひとりの人権が尊重され、男女とも能力を発揮し自分らしく生きていける男女共同参画社会を築くためには、子どもの頃から男女平等の意識を育み、生涯を通じてさまざまな場において男女平等の意識を深めていくことが重要です。そのためには、家庭、学校、地域、職場における男女共同参画に関する教育や学習の果たす役割は非常に大きいと言えます。

男女共同参画社会の基礎づくりのためには、家庭教育や学校教育、さらには生涯学習を推進していくことであり、すべての市民に男女共同参画に関する教育や学習の機会が提供される必要があります。

家庭においては、親等によるしつけや教育、日ごろの生活習慣等によっては子どもたちが無意識のうちに固定的な性別役割分担意識が身に付いてしまう恐れがあることから、こうした点を考慮して子どもが性別にとらわれず個性や能力を伸ばすことができるような家庭教育を行い、男女共同参画の意識を醸成していくことが大切です。

学校においては、児童・生徒一人ひとりを自立した一人の人間としてとらえ、性別にかかわらず個性や能力を発揮して自ら考え行動できる場や機会を平等に与えられることが大切であり、児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女の平等、人に対する思いやりなどの意識を育む学校教育を推進する必要があります。

そして、男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画していくためには、あらゆる世代の市民が生涯を通じ男女共同参画について学習し考える機会が確保され、常に男女共同参画の認識を持つことが極めて重要です。

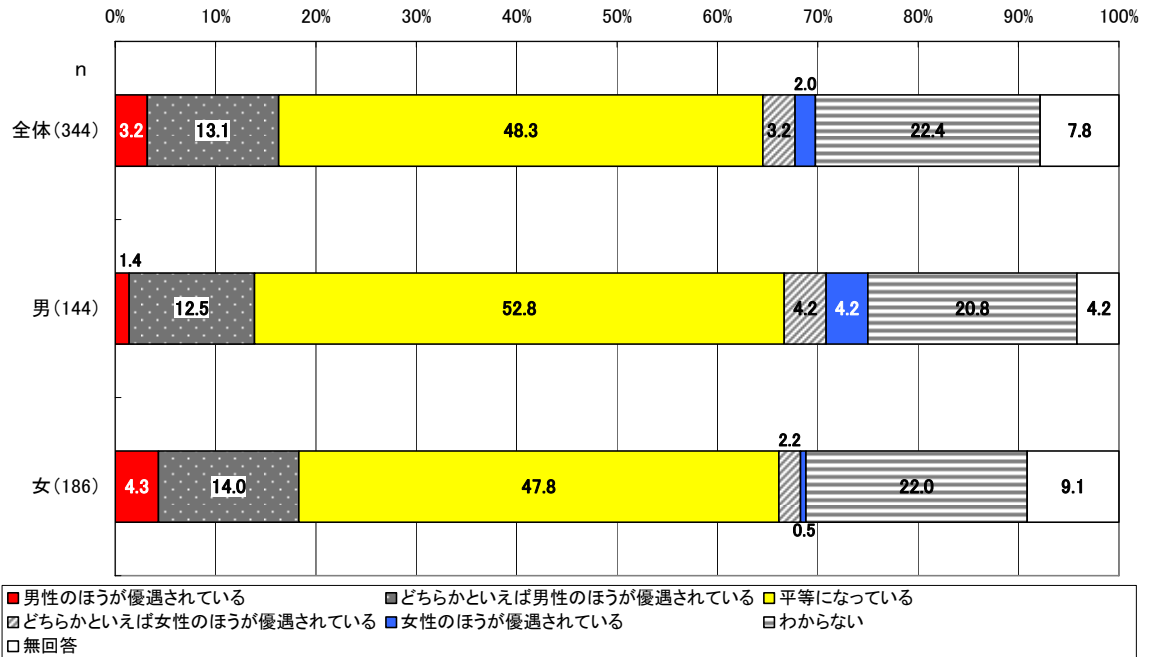
このため、男女の多様なライフスタイルや高度化した学習需要に対応し、生涯にわたる男女共同参画に関する学習機会の充実を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とは言えない現状を踏まえ、女性のエンパワーメント*のための学習機会の充実を図ることが必要です。

※エンパワーメント

力をつけること。

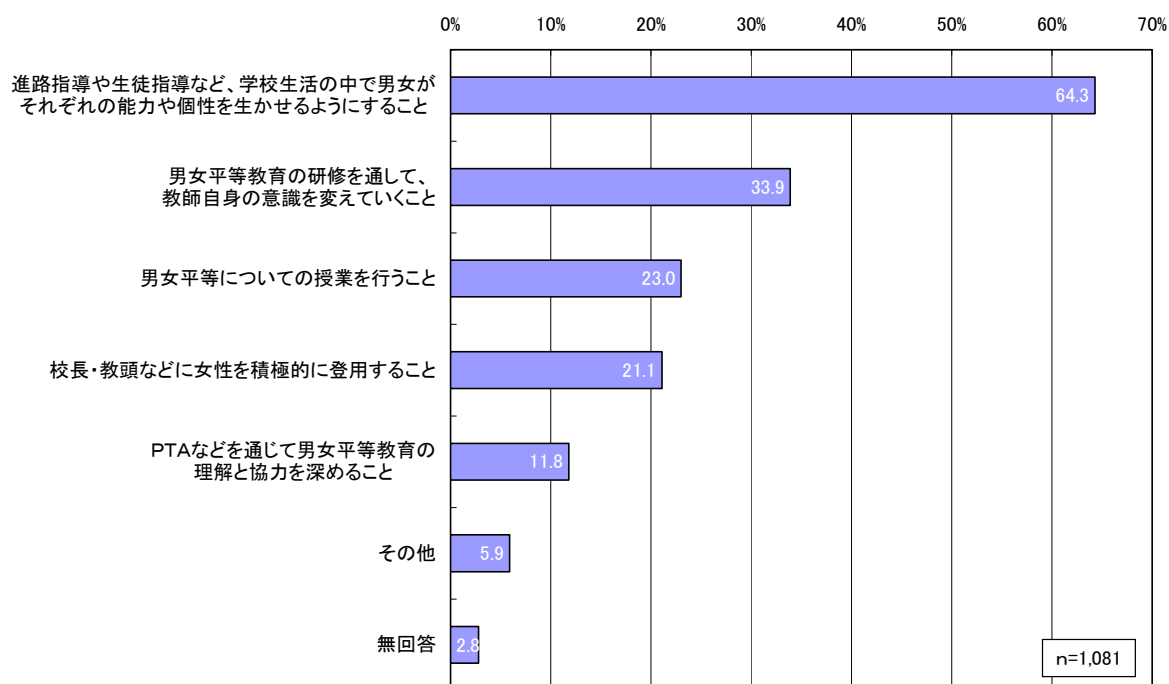
また、女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

学校教育の場における男女平等に関する意識



資料：匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年8月）

男女共同参画社会の形成のために学校教育に必要なこと



（１）学校教育を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成にあたっては、子どもの頃から男女平等の意識を育むことが大切であり、学校教育において男女共同参画の趣旨を踏まえた教育を推進することが必要ですが、その前提として学校教育の場において男女平等の環境が整っていることが重要です。

市民意識調査において、学校教育の場における男女平等感を尋ねた質問では、「男性のほうが優遇されている」が 16.3%、「平等になっている」が 48.3% となっており、他の分野と比較すると男性のほうが優遇されていると感じている人の割合が低く、平等になっていると感じている人の割合が高くなっています。しかしながら、真の男女平等の環境とまでは言いきれない状況であるため、学校教育の場においてさらなる男女共同参画の環境づくりを推進します。

また、平成 17 年 8 月に実施された「県政に関する世論調査」では、男女共同参画社会の形成のために学校教育に必要なこととして「進路指導や生徒指導など、学校生活の中で男女がそれぞれの能力や個性を生かせるようにすること」

と回答している人が 64.3%と最も多くなっています。

このため、児童・生徒一人ひとりがその個性と能力を伸ばすことができるよう発達段階に応じて個人の尊重、男女の平等に関する教育を推進します。

主な取り組み	担当課
小学校及び中学校において、児童・生徒の発達段階に応じた男女共同参画に関する教育・指導を実施します。	学校教育課
幼稚園や小学校低学年から、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての指導を充実します。	学校教育課

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女共同参画社会基本法の前文にうたわれている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現のためには、あらゆる世代の市民が日ごろから男女共同参画について考え、学ぶ機会が確保されていることが重要です。

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現に向けた必要な取り組みとして「男女共同参画に関する教育・学習機会を充実する」を挙げている人が 19.5%と比較的多くなっています。また、同調査の自由意見では、男女共同参画の根本的なことがわからないといった意見もあります。

このため、男女共同参画の趣旨や考え方を市民に広く浸透させるため、各世代に応じた男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

また、現在、さまざまな分野において女性の参画が進んでいるものの、依然として女性の政策・方針決定過程に占める割合については非常に低い状況であることから、女性のエンパワーメントに資する学習機会の充実を図ります。

さらに、男女平等の意識は、幼いうちから育ていくことが大切であること

から、男女共同参画に関する家庭教育の重要性について広報啓発を行います。

主な取り組み	担当課
男女共同参画に関する講演会や研修会を開催します。また、家庭において男女共同参画の教育を行うよう広報・啓発を行います。	企画課 生涯学習課
女性のエンパワーメントのための学習機会の充実を図ります。	企画課 生涯学習課

付属資料



1 策定経過

● 匝瑳市男女共同参画計画策定委員会

	開催日	主な内容
第1回	平成20年 6月26日	・ 策定要領、策定スケジュール、市民意識調査の実施についての承認
第2回	平成22年 1月12日	・ 計画（素案）についての検討

● 匝瑳市男女共同参画計画策定委員会専門部会

	開催日	主な内容
第1回	平成20年12月 4日	・ 市民意識調査の結果（概要）報告 ・ 計画の体系についての検討
第2回	平成21年 1月16日	・ 計画の体系（案）についての検討
第3回	平成21年 4月30日	・ 計画（案）についての検討 ・ 計画の基本目標：主な取り組み（案）についての検討
第4回	平成21年 6月 1日	・ 計画の基本目標：主な取り組み（案）についての検討
第5回	平成21年 6月30日	・ 計画の基本目標：主な取り組み（案）についての検討
第6回	平成21年 8月31日	・ 計画（素案）についての検討

● 匝瑳市男女共同参画計画策定市民懇談会

	開催日	主な内容
第1回	平成20年 9月 2日	・ 委嘱書の交付、座長の選出 ・ 計画の策定についての検討
第2回	平成20年12月 3日	・ 市民意識調査の結果（概要）報告 ・ 計画の体系についての検討
第3回	平成21年 5月25日	・ 計画の基本目標：主な取り組み（案） についての検討
第4回	平成21年12月21日	・ 計画（素案）についての検討

● 県による市町村男女共同参画計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業の活用

開催日	主な内容
平成20年 9月 2日	・ 城西国際大学国際人文学部教授魚住明代氏による男女共同参画に関する講演会
平成21年 3月18日	・ 中央大学法学部教授広岡守穂氏による著書「妻が僕を変えた日」をテーマにした講演会

● 匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査対象	匝瑳市内に居住している20歳以上の方
対象者数	1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	平成20年8月1日～22日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	配布数：1,000票 回収数：344票（有効344票 無効0票）回収率：34.4%

● 匝瑳市男女共同参画計画（素案）についてのパブリックコメントの実施

意見募集期間	平成21年11月1日～30日
計画（素案） 公表方法	市のホームページ、市の窓口（市役所本庁玄関ロビー行政資料コーナー、野栄総合支所玄関ロビー）での閲覧
意見募集対象者	市民、市内の事業者、市内に通勤・通学している方
意見提出者数	1人
意見提出件数	3件
意見提出方法	市役所企画課へ持参

2 匝瑳市男女共同参画計画策定委員会規則

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく匝瑳市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するため、匝瑳市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の原案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画計画の原案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は企画課長をもって充て、副委員長は福祉課長をもって充てる。

3 委員は、秘書課長、総務課長、環境生活課長、健康管理課長、産業振興課長、高齢者支援課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、

又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、男女共同参画計画の策定に係る専門的事項の調査、検討及び調整を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の部会員は、秘書課、企画課、総務課、環境生活課、健康管理課、産業振興課、福祉課、高齢者支援課、学校教育課及び生涯学習課の職員のうちから委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 6 専門部会は、部会長が必要と認めるときに招集し、部会長が議長となる。
- 7 専門部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 専門部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この規則は、平成22年3月31日限り失効する。

3 匝瑳市男女共同参画計画策定市民懇談会規則

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく匝瑳市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定に関し市民の意見を聴取するため、匝瑳市男女共同参画計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 市民懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 市民懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 市民懇談会の会議は、市長が必要と認めるときに招集し、座長が議長となる。

2 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民懇談会の会議においては、座長が必要と認めた事項について議決することができる。この場合における市民懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民懇談会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成22年3月31日限り失効する。

4 匝瑳市男女共同参画計画策定市民懇談会委員名簿

	氏名	備考
1	伊知地 宮子	匝瑳市ボランティア連絡協議会会長
2	宇井 一夫	匝瑳市区長会会長
3	大木 勝江	ちばみどり農業協同組合女性部そうさ支部副支部長
4	大木 すみ江	匝瑳市保健推進員会副会長
5	○勝 又 藤 男	匝瑳市民生委員児童委員協議会会長
6	木下 賢司	(元) 八日市場市民フォーラム21委員
7	作佐部 みどり	匝瑳市金融団 (千葉興業銀行八日市場支店行員)
8	椎名 輝子	匝瑳市商工会女性部部长
9	武内 祐子	匝瑳市八日市場地区更生保護女性会会計
10	平山 衛	匝瑳市人権擁護委員協議会第三部会匝瑳市支部委員

(平成20年9月2日現在。五十音順・敬称略。○は座長)

5 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民

の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を

調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前

項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

匝瑳市男女共同参画計画

平成22年2月

発行：匝瑳市

編集：匝瑳市役所企画課企画調整班

〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話：0479-73-0081

FAX：0479-72-1114
